

特別養護老人ホームいこいの海・あらと

(指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム：ユニット型個室)

運 営 規 程

(目的)

第1条 社会福祉法人美楽会(以下「事業者」という。)が開設する指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)いこいの海・あらと(以下「施設」という。)は、事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、施設の従業者等(以下「従業者」という。)が、要介護状態にある入居者(以下「入居者」という。)に対し、意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供し適切なサービスを行うことを目的とします。

(運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。

2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めるものとします。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

4 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

5 施設は、指定介護老人福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとします。

- 一 名称 特別養護老人ホームいこいの海・あらと
- 二 所在地 宮城県本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢190番1

(設備の概要)

第4条 施設は、施設内に以下の設備を設けます。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面設備
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 機能訓練室
- 九 面談室
- 十 その他(介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室、汚物処理室、介護材料室 等)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとします。

- 一 施設長 1人
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた従業者が施設長の職務を代行する。
 - 二 医師 1人以上
入居者の健康管理及び療養上の指導を行います。
 - 三 生活相談員 1人以上
入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
 - 四 介護職員 24人以上
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
 - 五 看護職員(看護師若しくは准看護師) 3以上
入居者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
 - 六 管理栄養士または栄養士 1人以上
食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行います。
 - 七 機能訓練指導員 1人以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
 - 八 介護支援専門員 1人以上
施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行います。
- 2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従事者を置きます。

(勤務体制の確保等)

第6条 施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めま
す。

2 入居者に対するサービスの提供は、施設の従業者によって行います。ただし、入居者の
処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

3 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。その際、施設は、全ての従
業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第5条第2項に規定
する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症
介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。また、従
業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、業務の執行体制につい
ても検証、整備します。

採用時研修を採用後6月以内に実施します。

4 施設は、適切な指定介護老人福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場におい
て行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当
な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明
確化等の必要な措置を講じるものとします。

(利用定員等)

第7条 施設の定員は60名とします。施設は、入居定員及び居室の定員を超えた入居はし
ないものとします。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限
りではありません。

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第8条 施設は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入居申込者又はその家族に
対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資する
と認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結
します。

(施設サービスの内容)

第9条 施設で行う指定介護老人福祉施設サービスの内容は次の通りとします。

- 一 施設サービス計画の作成
- 二 介護
- 三 食事
- 四 相談及び援助
- 五 社会生活上の便宜の提供等
- 六 機能訓練

- 七 栄養管理
- 八 口腔衛生の管理
- 九 健康管理

(利用料等)

第10条 指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて、同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとします。

一 食事の提供に要する費用 1, 445円/1日

二 居住に要する費用 2, 066円/1日

三 特別な食事の提供に要する費用 実費

四 理美容代 実費

五 前各号に掲げるもののほか、指定介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収します。

4 前項一及び二については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者に当たっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収します。

5 施設は、第3項に掲げるもののほか、運営基準に定められたその他の費用として次に掲げる費用を徴収する。

(1) 行事費 実費

(2) クラブ活動材料費 実費

(3) クリーニング代 実費 (施設内での洗濯に適さないもの)

(4) 預かり金管理料 50円/1日

(5) 電気器具持ち込み料 テレビ、電気毛布類：30円/1日

電気ポット、ラジカセ類：10円/1日

(6) コピー代 1枚10円

6 施設は、運営基準に定めのない費用として、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 家族控室 1泊1室1,000円
- (2) 付添寝具代 1泊1人1,000円
- (3) 送迎代 入居者の希望による外出・外泊時の施設車両の利用
片道10kmまでは1,000円
片道10km以上は5km増すごとに500円加算
(有料交通機関を使用した場合は別途)

7 施設は、第5項及び第6項に掲げる費用の徴収にあたっては、入居者またはその家族等に対し説明し、同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第11条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した当該指定介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付するものとします。

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとします。

(要介護認定に係る援助)

第13条 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとします。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとします。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。

(入退居)

第15条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを提供するものとします。

- 2 施設は、入居申込者の数が入所定員から入居者の数を差し引いた数を超える場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護老人福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めます。
- 3 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとします。
- 4 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議し、定期的に検討するものとします。
- 5 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとします。
- 6 施設は、入居者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

(利用に当たっての留意事項)

第 16 条 飲酒、喫煙は、原則禁止とさせていただきます。

- 2 入居者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。
- 3 入居者は、施設で次の行為をしてはいけません。
 - 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
 - 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - 四 指定した場所以外で火気を用いること。
 - 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(サービスの提供の記録)

- 第 17 条** 施設は、入居に際しては入所の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとします。
- 2 施設は、指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するものとします。

(緊急時等における対応方法)

第 18 条 施設は、サービス提供を行っているときに、入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関の協力を得て施設が定めた配置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法によって速やかに対応することとします。

2 施設は、前項の配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時における対応方法の変更を行います。

(非常災害対策)

第 19 条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとしします。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとしします。

(業務継続計画の策定等)

第 20 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとしします。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回実施するものとしします。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとしします。

(衛生管理等)

第 21 条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととしします。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとしします。

一 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研

修及び訓練を年2回実施すること。

四 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこととします。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第22条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとします。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を年2回行うこと。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとします。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとします。

4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

(身体拘束等)

第23条 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回実施すること。

(虐待防止に関する事項)

第 24 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- 二 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を年 2 回に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

（入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会）

第 25 条 施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的で開催するものとします。

（秘密保持等）

第 26 条 施設は、入居者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

- 2 施設が得た入居者又は家族の個人情報については、施設での指定介護老人福祉施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとします。
- 3 従業者は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持します。
- 4 施設は従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

（苦情対応）

第 27 条 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとします。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとします。
- 3 施設は、提供したサービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 4 施設は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとします。
- 5 施設は、提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 6 施設は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとします。

(地域との連携等)

- 第 28 条** 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。
- 2 施設はその運営に当たっては提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して市町村等が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとします。

(協力医療機関等)

- 第 29 条** 施設は、入居者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定め、次の各号に掲げる体制を構築します。
- 一 入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 三 入居者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市

長)に届け出ます。

- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとします。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとします。
- 5 施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入居させることができるように努めるものとします。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとします。

（口腔衛生の管理）

第30条 施設は入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができる口腔衛生体制を整備し、その管理を計画的に行うものとする。

- 2 施設の従業員又は歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設入居時及び入居後の月に1回程度な口腔の健康状態の評価を実施することとします。
- 3 技術的助言及び指導又は口腔の健康状態の評価を行い、歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、当該施設との連携について実施事項を文章などで取り決めを行うこと。
- 4 歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士により、年2回以上技術的助言、指導を受けることとします。
- 5 入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画書を作成することとします。

（記録の整備）

第31条 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

（掲示）

第32条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

- 2 施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載します。

(損害賠償)

第33条 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、施設及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(その他運営に関する重要事項)

第34条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、入居者及び代理人の意向を伺いながら、施設の管理者が定め事業者に報告するものとします。

2 第1項の規定に関わらず、運営規程の改廃について、理事会の決議に基づいて行うものとします。

附 則

この規程は、平成23年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年12月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。